

人手不足...

企業アピール  
したい...

《厚生労働大臣認定》

# 認定マーク取得でPRしませんか？

—求人票にも表示できます！—

女性が活躍しています！

## えるぼし認定企業

女性活躍推進の取組が優良な企業を認定しています。



子育てサポート企業！

## くるみん認定企業

## プラチナくるみん認定企業

仕事と子育ての両立支援の取組が優良な企業を認定しています。

若者が活躍しています！

## ユースエール認定企業

若者の採用・育成に積極的で、雇用管理の状況などが優良な中小企業(300人以下)を認定しています。



えるぼし・くるみん・プラチナくるみん認定については...

⇒京都労働局雇用・環境均等室(075-241-3212)まで

ユースエール認定については...

⇒京都労働局訓練室(075-277-3224)またはハローワークまで

お気軽に  
ご相談を...



京都労働局イメージキャラクター  
「御池ちゃん」

## えるぼし認定企業

女性活躍推進法に基づく行動計画の策定・届出を行った事業主が、一定の要件を満たし、申請を行うことにより厚生労働大臣の認定を受けることができます。

【主な認定基準】※基準を満たした項目数等により、マークの種類(一段階～三段階)が変わります。

- ・行動計画に定めた目標を達成していること
- ・採用:男女別の採用における競争倍率が同程度であること
- ・継続就業:「女性労働者の平均勤続年数÷男性労働者の平均勤続年数」が7割以上であること
- ・働き方:法定時間外・法定休日労働時間数の平均が各月45時間未満であること
- ・女性管理職の割合:管理職(課長級以上)に占める女性労働者の割合が産業ごとの平均値以上であること
- ・多様なキャリアコース:女性の正社員としての再雇用、概ね30歳以上の女性の正社員採用の実績を有すること等

【お問い合わせ】

- ・京都労働局雇用環境・均等室(075-241-3212)

[女性活躍推進法特集ページ](#)

[検索](#)

## くるみん・プラチナくるみん認定企業

次世代育成支援対策推進法に基づく行動計画の策定、届出を行った事業主が、一定の要件を満たし、申請を行うことにより厚生労働大臣の認定を受けることができます。

【主な認定基準】

- ・行動計画を実施し、計画に定めた目標を達成していること
  - ・男性労働者の育児休業取得率・女性労働者の育児休業取得率がそれぞれ一定基準以上であること
  - ・フルタイム労働者の法定時間外・法定休日労働時間の平均が各月45時間未満であること
  - ・月平均の法定時間外労働60時間以上の労働者がいないこと
  - ・3歳から小学校就学前の子を育てる労働者について、「育児休業に関する制度、所定外労働の制限に関する制度、所定労働時間の短縮措置または始業時刻変更等の措置に準ずる制度」を講じていること
  - ・「所定外労働削減」・「年次有給休暇の取得促進」・「その他働き方の見直しに資する多様な労働条件の整備」のための措置のうちいずれかを具体的な成果に係る目標を定め実施していること
- ※「プラチナくるみん認定」については、くるみん認定を取得した上で、さらに高い水準の取組を行うことが求められます。

【お問い合わせ】

- ・京都労働局雇用環境・均等室(075-241-3212)

[くるみん認定を目指しましょう](#)

[検索](#)

## ユースエール認定企業

若者雇用促進法に基づき、若者の採用・育成に積極的で、雇用管理の状況などが優良な中小企業(300人以下)が一定の要件を満たし、申請を行うことにより、厚生労働大臣の認定を受けることができます。

【主な認定基準】

- ・学卒求人など、若者対象の正社員の求人申込みまたは募集を行っていること
- ・「人材育成方針」と「教育訓練計画」を策定していること
- ・直近3事業年度の新卒者などの正社員として就職した人の離職率が20%以下
- ・前事業年度の正社員の月平均所定外労働時間が20時間以下かつ、月平均の法定時間外労働60時間以上の正社員が1人もいないこと
- ・前事業年度の正社員の有給休暇の年間付与日数に対する取得率が平均70%以上または年間取得日数が平均10日以上
- ・直近3事業年度で男性労働者の育児休業等取得者が1人以上または女性労働者の育児休業等取得率が75%以上
- ・定められた青少年雇用情報について公表していること

【お問い合わせ】

- ・京都労働局訓練室(075-277-3224)  
または最寄りのハローワーク

[若者雇用促進総合サイト](#)

[検索](#)